



1 対象者

常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の事業者及び労働者を対象とします。 小規模事業場以外の事業場（労働者数 50 人以上）の事業者は、事業場で選任されている産業医に相談してください。 また、いわゆる「大企業」の支店、営業所等であって、常時 50 人未満の労働者を使用する小規模事業場においては、[本事業の趣旨（2 沿革と趣旨）](#)をご理解の上、本社や一定の資本関係等にある事業者が選任する産業保健スタッフの協力要請、ならびに医療機関の利用等について、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

平成 31 年度からは、特に、総括産業医（企業における名称に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医をいう。）が企業内にいる小規模事業場は支援対象に含めません。

【出典：地域産業保健センター業務手順（コーディネーター用）（令和 2 年度版）】

